

中京高等学校 生徒指導規定

はじめに

生徒の皆さんが安全に、安心して生活していくために、学校や社会には『ルール』が存在します。『高校生』として、『中京生』として、『人』として、定められたルールを守り、以下の『人間性』や『社会性』を身に付けていきましょう。

- ◆ 自立…自分の力で判断したり、身を立てたりすること
- ◆ 共生…様々な考えを持った人間が、場所を同じくして共に生活すること
- ◆ 調和…矛盾や衝突などがなく、お互いにほどよく釣り合うこと

1. 善行活動について

- ・『**気配りや心遣い、思いやりの気持ち**』を持って、学校内外で積極的に善行活動をしましょう。
- ・生徒会活動や各種キャンペーン、MS リーダーズなどの地域貢献活動に参加していきましょう。

2. 通学路について

- ・登下校時は『**指定通学路**』を歩くこと。
- ・『**広がって歩かない**』『**二列歩行**』を守ること。
- ・交通事故や不審者対策から『**スマホを使いながら**』歩かないこと。
- ・ unnecessary 店舗の出入りや居座りをしないこと。（万引き・迷惑行為に疑われることもあり）
- ・コンビニや駐車場での座り込み、ゴミのポイ捨て、住居不法侵入（他人の敷地内を通るなど）等厳禁。
※令和4年度途中から土岐橋改修工事に伴う通学路が変更になっています。（通学路図参照）

3. 電車・バスの利用について

- ・『**整列乗車をする**』『**降りる人が先**』『**ホームや階段に座らない**』こと。
- ・スマートフォン等は『**マナーモード**』で使用し、音漏れ等で**周囲の人々に迷惑をかけない**こと。
- ・『**荷物などで座席を占有しない**』こと。
- ・『**優先席**』付近はお年寄りや体の不自由な方々に譲ること。
- ・駅のホームで騒いだり、ふざけたりしないこと。『**線路に降りる**』ことは絶対に禁止。（危険行為）
- ・万が一、物を落とした場合などは、駅員に申し出ること。

4. 自転車の利用について

- ・学校に乗り入れる場合は、『登録書』の発行を担当に申し出る。登録していないものは乗り入れ不可。
- ・『二人乗り』や『無灯火・傘差し』運転、『**自転車に乗りながら**』**スマホ等の使用**は禁止。
- ・**自転車保険加入義務化のため、必ず加入すること。**

また、ヘルメット着用努力義務化のため、事故防止のため着用を推奨。

※法改正により**学校に乗り入れる、入れないに関わらず**、自転車保険の加入が必要。

例：自転車による加害事故で、約 5000 万円の損害賠償責任を負った事例あり。

5. 対人関係において

- ・トラブルが生じた場合、直接的な『話し合い』を最優先し、いかなる理由でも『手を出さない』こと。
- ・場合によっては先生方に相談すること。
- ・他者の人権尊重の立場から『いじめ』『暴言』『暴力』は絶対に許されない。

6. スマートフォンの利用について

- ・『朝のST ~ 帰りのST』まで電源を切って鞆にしまうこと。
- ・各コースおよびクラスの指示に従うこと。校内のコンセントを利用した充電は厳禁。（盗電行為）
- ・『ネット依存』にならないように、使用時間をコントロールして、生活リズムを整えること。

【SNSの利用について】

- ・『**他者を傷つけることは許されない**』（誹謗中傷）※場合によって侮辱罪の適用
 - ・**飲酒や喫煙を思わせる内容、卑猥な内容や授業内容などを掲載しないこと。（不適切画像の拡散）**
 - ・『**他者のデータや写真を勝手に掲載しない**』こと。（情報漏洩）
 - ・許可無く個人情報をお教えたり、メールを見たり、写真や動画を撮らないこと。
 - ・『**有害サイト**』（出会い系や闇サイト）にアクセスしないこと。（不正アクセス）
- ※定期的に外部団体のネットパトロールがチェック。『特別指導』の対象

7. 薬物乱用禁止について

- ・覚せい剤や合成麻薬等、絶対に『**近づかない**』『**断る**』こと。高校生活だけでなく、一生を棒に振る。

8. 免許取得について

- ・バイクや自動車は『**取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない**』四無い運動で禁止。
- ・**自動車学校の無断入校禁止**。指定された期日・対象者を確認の上、申し込み手続きをすること。

9. 持ち物について

- ・『貴重品管理』の徹底。必ず氏名を記入し、肌身離さず持つこと。鞆のファスナーを閉じること。
- ・学校生活に不必要なものは持参しないこと。
- ※『ライターやマッチ』等を所持しているだけでも『喫煙行為』とみなす。『特別指導』の対象

10. 許可書について

- ・遅刻や早退、外出には『許可書』が必要となる。第4職員室に取りに来ること。
- ・校外に出る際に許可がない場合は、『怠学行為』となる。『特別指導』の対象

11. アルバイトについて

- ・経済的理由で申請があった場合のみ許可する。『許可書』は常時携帯して従事すること。
 - ・前年度から継続する場合でも、新たに申請をすること。
 - ・学業や日常生活に支障をきたす場合は取り消しもある。
 - ・無断アルバイトや夜22時～朝4時の時間帯の実施、外出は禁止。（青少年健全育成条例）
- 『特別指導』の対象

12. 制服着用について

【制服着用の意義】

- ・制服を正しく着用することは、私生活と学校生活との心の切り替えを表わし、秩序・規律ある集団の一員としての自覚を生み出す。
- ・制服を美しく着用することは、挨拶・傾聴・時間厳守・清掃と同様に他者に対する敬意を表わす。そしてこのことは、他者に安心感を与え、信頼を生み出すことにもつながる。
- ・制服を美しく着用することは、着る者の気持ちを一つにし、目標に立ち向かう前向きな気持ちを生み出す。そして愛校心を育む。

※【共通事項】

- ・体に合う制服を着崩すことなく、正しく着用すること。
- ・ネクタイやリボン・ブレザー等『改ざんした制服』は一切認めない。
- ・故意によるサイズ変更や体に合わない制服を譲ってもらった場合は、卒業まで『没収扱い』。
- ・ブレザー着用時は、Yシャツの第一ボタンをとめ、ネクタイ、リボンを付けなければならない。
- ・本校指定のカーディガン以外は不可。シャツからはみ出るハイネックやタートルネックの着用不可。
- ・革靴は本校指定のもののみ可。何らかの理由がある場合は、白・黒・紺・グレーを基調とした運動靴のみ可。ただし、サンダルやハイカット、ヒールアップ、インヒール等、おしゃれ用の靴や華美な靴は不可。

※必ず制服を正しく着用して登下校をすること。（ジャージ着用等での登下校は、一切認めない）

また、学校生活も体操服を着用する授業（体育、総合学習等）以外は、制服を正しく着用して過ごすこと。

※【男子】

・Yシャツは常時ズボンの中に入れ、ズボンを下げたりしない。ベルトは本校指定のもの。

※【女子】

- ・スカートの長さは『膝の皿の上』にかかる程度とし、ベルト等で短くしない。（使用不可、『没収扱い』）
- ・プレートは抜かないこと。場合によっては買い直さなければならない。
- ・スカート下にジャージ等の着用は不可（タイツ・ストッキングは可。色は黒・ベージュの無地）
- ・ソックスは白・黒・紺の無地とし、極端に短いものは不可。レッグウォーマーや膝上のものも不可。



『外面チェック日』『正装日』…行事予定表 参照

【正装日】冬服：ブレザー・ネクタイ・リボン着用 夏服：Yシャツ着用（※ポロシャツは不可）

13. 生活面評価について

以下の項目を『生活面評価』として点数化し、進級や進路・卒業に影響を与えることもある。

- ① 善行活動…奉仕・貢献活動1件につき1点として、人命救助など特に顕著なものを表彰対象とする。
- ② 身だしなみ…修正箇所複数の場合でもカード1枚で減点1点。上記12の服装および下記の外面規定違反（髪型、染髪、化粧、ピアス、カラーコンタクト、カラーリップ、授業中の携帯電話使用等）

【修正チェック】

生活面評価カード②を渡されたら、昼休みか帰りのS T後に3つの職員室をまわり指導を受ける。

- ・『累計10点』でコース主任による指導
- ・『累計15点』で生徒指導部による指導

ここまでの指導で改善が見られない場合は家庭謹慎を含む特別指導の対象となる。

3年生は『累計20点』で進学希望者は学校推薦不可、就職希望者は第一次審議会の対象外となる。

14. 外面指導の意義について

服装や頭髪、髪型などの外面は人格を表すものである。年間を通じて行われる外面指導において、本校生徒としての常識的な範囲内のものを許可し、それを逸脱する場合には、厳しく注意、指導をしていくこととする。

※【外面規定・男子】

- 1 パーマ・カール・染髪・脱色・編み込み・付け毛・段差のある髪型等の禁止。
- 2 ドライヤー使用による変色の場合でも、髪色を黒く修正すること。
- 3 地毛証明書発行後であっても、染髪・ドライヤー使用による変色の場合、髪色を修正すること。
ヘヤーアイロン等の使用禁止。
- 4 前髪はまゆ毛の下までの長さを限度とする。
- 5 横髪は耳の上部分の三分の一までの長さ、びん（もみあげ）は耳たぶまでの長さを限度とする。
- 6 後髪は、ブレザーやカッターシャツ・ポロシャツの後襟の下までを限度とする。
- 7 全体をバランスの良い状態に保ち、部分的に極端に短くしない。片側だけの刈り上げや左右のアシンメトリー、バリアート、レザーアート等は不可。
- 8 整髪料の使用禁止。
- 9 ピン・ゴム・カチューシャ等の使用禁止。
- 10 眉毛には手を加えないこと。
- 11 ひげを伸ばさないこと。
- 12 ピアス等アクセサリ類の着用禁止。
- 13 コンタクトは無色のみ使用可。カラーコンタクト等の使用禁止。

※（４・５・６は外面チェック時）

※【外面規定・女子】

- 1 パーマ・カール・染髪・脱色・編み込み・付け毛・段差のある髪型等の禁止。
- 2 ドライヤー使用による変色の場合でも、髪色を黒く修正すること。
- 3 地毛証明書発行後であっても、染髪・ドライヤー使用による変色の場合、髪色を修正すること。
ヘヤーアイロン等の使用禁止。
- 4 整髪料の使用禁止。
- 5 整髪用のゴム・ピンは使用可だが、リボン・カチューシャ・シュシュ等の装飾品は使用禁止。
- 6 眉毛には手を加えないこと。
- 7 化粧（ファンデーション・チーク・アイメイク・まゆ・色付きの日焼け止め、カラーリップ・アイプチ等）・付けまつ毛・マニキュア等は禁止。
- 8 ピアス等アクセサリ類の着用禁止。
- 9 コンタクトは無色のみ使用可。カラーコンタクト等の使用禁止。

以上の規定に違反した場合は、修正が認められるまで『出校停止』（欠席扱い）となる。修正が認められた段階で登校可とする。

また、定期的に行われる外面チェックにおいて『不合格』の生徒は、**3日間の再チェック期間で合格できなかった場合に『出校停止』（欠席扱い）となる。**

翌日の学校日課終了後に再度指導を受け、合格した場合に登校可とする。